

相続紛争リスクチェック表

1 相続人について

- 一部相続人が被相続人から金銭を受け取っている（1点）
- 一部相続人のみが被相続人の介護を担当している（1点）
- 被相続人が一部相続人のみと同居している（1点）
- 被相続人が再婚であり、前配偶者との間の子どもがいる（2点）
- 相続人配偶者の口出しが予想される（2点）
- 会ったことがない相続人がいる（1点）
- 家族仲が険悪である（2点）

2 相続財産について

- 相続財産に不動産がある（1点）
- 相続財産の評価額の大部分は自宅不動産である（2点）
- 被相続人が事業を営んでおり、相続財産に自社株式がある（2点）

3 その他

- 被相続人が認知症である（1点）
- 被相続人が自筆証書遺言を作成している（遺言書保管制度の利用は除く）（2点）
- 一部相続人に全く財産を相続させない内容の遺言を作成している（2点）

- 0点

現時点では相続紛争発生リスクは見受けられません。

- 1点～5点

相続紛争発生リスクがありますが、生前対策により回避することができる可能性もあります。相続対策の検討を推奨します。

- 6点以上

相続紛争発生リスクは高度であり、紛争発生を前提とした対策を検討することが現実的と思われます。